

上里町庁用封筒広告掲載実施要領

（目的）

第1条 この要領は、上里町有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、上里町（以下「町」という。）が作成する庁用封筒への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の位置）

第2条 広告の掲載位置は、町が指定する位置とする。

（広告掲載規格及び枠数）

第3条 掲載規格は長3封筒に対して、1枠につき縦30ミリメートル×横85ミリメートルとする。

2 刷色は、単色（町の指定する色）とする。

3 広告の枠数は、長3封筒は4枠まで、1事業者において2枠までとする。

（広告内容等）

第4条 広告の掲載範囲は、要綱第3条の範囲によるものとする。

2 掲載原稿は、掲載希望者が作成し、あらかじめレイアウトしたものを提出するものとする。

3 広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主の負担とする。

（掲載期間）

第5条 広告の掲載期間は、当該広告掲載をした封筒を町が使用を終えるまでの期間とする。

（掲載料）

第6条 掲載料は、別表のとおりとし、町が発行する納付書により納付書が発行されてから15日以内に納付するものとする。ただし、振込みにより納付する場合の手数料は申込者の負担とする。

（掲載募集）

第7条 広告の募集は、広報かみさと又は町ホームページ等により行うものとする。ただし、応募者の数が募集した数に満たないときは、この限りでない。

2 広告掲載希望者が募集件数を超えるときは、要綱第6条の優先順位によるものとし同じ優先順位に属する複数の希望者がある場合は、抽選による。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要とする事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和元年12月1日から施行する。

別表

掲 載 規 格	作 成 枚 数	掲 載 料 (1 枠につき)
長 3 封 筒	3 5 , 0 0 0 枚	3 0 , 0 0 0 円